

# LPガス料金上昇負担軽減事業支援金交付要領

制定 令和5年7月12日

改正 令和5年12月18日

## (趣旨)

**第1条** 一般社団法人山口県LPガス協会（以下「協会」という。）は、山口県（以下「県」という。）からの委託を受け、LPガス料金の上昇による県内の家庭業務用利用者及び産業用利用者の負担を軽減するため、LPガス料金上昇負担軽減事業を実施する。

## (定義)

**第2条** この要領において「家庭業務用利用者」とは、液化石油ガスの保安の確保及び

取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）

第2条第2項に規定する一般消費者等及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者からLPガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者（以下「コミュニティガス利用者」という。）をいう。

**2** この要領において「産業用利用者」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条の4の届出をした販売業者からLPガスを産業用燃料として供給を受ける者をいう。

**3** この要領において「LPガス販売事業者」とは、液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた販売事業者又はガス事業法第3条の登録を受けたガス小売事業者であって、家庭業務用利用者にLPガスを販売する者及び高圧ガス保安法第20条の4の届出をした販売業者であって、産業用利用者にLPガスを販売する者をいう。

**4** この要領において「LPガス料金上昇負担軽減事業」（以下「軽減事業」という。）とは、山口県内の家庭業務用利用者を対象に、県が指定する値引き額 上限1,100円/月（消費税額等を含む。）を各家庭業務用利用者の令和5年9月検針分から令和6年1月検針分まで最長5箇月分の値引きを行ったLPガスの販売事業者に対して、その値引き原資を支援金として交付する事業及び山口県内の産業用利用者（大企業及びタクシー事業者を除く。）を対象に、令和5年9月購入分から令和6年1月購入分までのLPガス購入量に応じ、1m<sup>3</sup>当たり22円（消費税額を含む。）若しくはプロパン1kg当たり11円（消費税額を含む。）又はブタン1kg当たり7.8円（消費税額を含む。）を令和5年9月から令和6年1月まで最長5箇月分の値引きを行ったLPガス販売事業者に対して、その値引き原資を支援金として交付する事業をいう。

## (支援金交付対象事業及び支援金の額)

**第3条** 支援金交付対象事業は、前条第4項に定める値引きとする。

**2** 支援金の額は、次のとおりとする。

（1）家庭業務用利用者に対する支援金の額

令和5年9月検針分から令和6年1月検針分までの請求月ごとに、1契約につき1,000円（請求額（消費税額等を除く。）が1,000円未満の場合にあってはその額）とする。

（2）産業用利用者に対する支援金の額

令和5年9月購入分から令和6年1月購入分までのLPガス購入量に応じ、1m<sup>3</sup>当たり20円若しくはプロパン1kg当たり10円又はブタン1kg当たり7.1円とする。

(3) 令和5年9月検針分から11月検針分(以下、「当初分」という。)に係る販売所等事務手数料の額

ア 当初分として、計3回値引きをした場合は、11月値引き件数に応じて次表の金額とする。

令和5年11月値引き件数	販売所等事務手数料
400件未満	10,000円+値引き件数×100円
400件以上	一律50,000円

イ 当初分として、1回又は2回値引きをした場合は、1回当たり5,000円とする。

(4) 令和5年12月検針分から令和6年1月検針分(以下、「延長分」という。)に係る販売所等事務手数料の額

ア 延長分として、計2回値引きをした場合は、1月値引き件数に応じて次表の金額とする。

令和6年1月値引き件数	販売所等事務手数料
400件未満	10,000円+値引き件数×100円
400件以上	一律50,000円

イ 延長分として、1回値引きをした場合は、5,000円とする。

#### (支援対象者)

第4条 支援金を交付する対象者(以下「支援対象者」という。)は前条で定める支援金交付対象事業を行うLPGガス販売事業者の内、以下に定める要件を全て満たすものをいう。

(1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て

(4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(5) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(7) この要項による支援金の交付を受けていないこと。

(8) 関係法令や基準等を遵守すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には、支援金の交付をしないものとする。

(1) 政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体

(2) 山口県暴力団排除条例(平成23年山口県条例第36号。以下「条例」という。)

第2条第1号又は第3号に規定する者(以下「暴力団等」という。)

(3) 代表者又は役員等のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に

非難されるべき関係を有している者がある事業者

(4) 暴力団等が実質的に経営を支配する者

(5) その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

(支援金の交付申請)

**第5条** 支援対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式1）を協会に提出しなければならない。

2 提出期限は別に定める。

(交付決定通知)

**第6条** 協会は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、適正であると認めるときは支援金の交付を決定し、交付決定通知書（様式2）により通知する。

2 協会は、交付の決定に当たって、必要な条件を付すことができる。

(支援金交付対象事業の辞退)

**第7条** 支援対象者は、前条第1項の交付決定通知を受けた後、支援金交付対象事業を辞退しようとするときは、事前に協会へ申し出て、承認を受けなければならない。

(支援金交付対象事業の経理等)

**第8条** 支援対象者は、支援金交付対象事業における帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の事業と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ。

2 県及び協会は、支援対象者から必要に応じて報告を求めることができ、また、その報告について調査することができる。

3 協会は、支援対象者が本要領の規定に違反した場合又は不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 支援対象者は、前項により支援金の交付決定が取り消された場合は、当該取り消しの通知から20日以内に支援金を返還しなければならない。支援金の返還期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴する。

5 支援対象者は、第1項の帳簿及び証拠書類を支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(申請内容の変更)

**第9条** 支援対象者は、支援目的の変更をもたらす申請内容の変更をしようとする場合は、事前に協会に申し出て、承認を受けなければならない。

(実績報告)

**第10条** 支援対象者は、支援金交付対象事業が完了（支援金交付対象事業の辞退の承認を受けた場合を含む。）したときは、協会が別に定める日までに実績報告書兼精算払請求書（様式3）を協会に提出しなければならない。

2 実績報告書兼精算払請求書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 家庭業務用利用者値引き実施一覧（様式4）

(2) 産業用利用者値引き実施一覧（様式5）

(3) 値引き額が1万円以上の産業用利用者の場合は、値引の事実が確認できるもの

3 支援対象者は、第1項の実績報告に当たっては、値引き額から消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(支援金額の確定及び支払い)

**第11条** 協会は、前条第1項により当初分に係る実績報告書が提出された場合、その内容について審査を行い、適正と認めたときは、支援金の額を確定し、支援金額確定通知書（様式6）により支援対象者に通知するとともに、通知の日から60日以内に指定の口座に支払う。

2 延長分に係る実績報告書が提出された場合、その内容について審査を行い、適正と認めたときは、支援金の額を確定し、支援金額確定通知書（様式10）により支援対象者に通知するとともに、通知の日から60日以内に指定の口座に支払う。

(支援金の概算払い)

**第12条** 支援対象者は、支援金交付対象事業の確実な実施のため、概算払請求書（様式7）に概算払請求金額計算用紙（様式8）を添えて、協会が別に定める提出期限までに提出しなければならない。

2 概算払金額は、前項の概算払請求金額計算用紙により算出した額とする。

3 協会は、提出された概算払請求書を審査し、適正と認めた日から60日以内に指定の口座に支払う。

(不正利用の防止)

**第13条** 支援対象者は、不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じなければならない。

(誓約事項及び同意事項)

**第14条** 支援対象者は、別記1～3について支援金の交付申請前に確認しなければならない。また、支援金交付申請書の提出をもってこれに誓約又は同意したものとする。

(その他)

**第15条** この要領に定めるもののほか、軽減事業の実施に関し必要な事項は、県と協会が協議の上、定めるものとする。

附則 この要領は令和5年7月12日から施行する。

附則 この要領は令和5年12月18日から施行する。

## 別記 1

### 不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項

当事業所は、支援金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 当事業所は、協会の求めに応じ、適切なLPGガス料金値引きを実施及びその帳票等の提出に協力します。
- (2) 当事業所は、当方の帰責の有無に関わらず、不正な支援金申請に該当する可能性があると協会が判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当事業所は、上記に該当する他、不正な支援金申請及び受給が発生しないよう、県及び協会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当事業所は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等は行いません。

#### ※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けことができない金銭の支払いを受け、又は受けようとしてすること。

#### ※2：不適切な行為

- ① 支援金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

## 別記2

### 反社会的勢力排除に係る誓約事項

当事業所は、支援金の交付の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

別記3

LPガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当事業所は、助成事業への応募及び助成金の交付の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

協会は、本助成事業の実施に必要な範囲で、LPガスの販売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、協会は、LPガスの販売事業者が提供する情報を事業の終了後5年間保存し、協会の業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、協会及び山口県は、LPガスの販売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。